

大樹町地域おこし協力隊募集要項

雇用関係の有無	あり
活動概要 ※要綱より抜粋	(1) 農林水産業の振興に係る活動 (2) 地域資源の発掘及び活用に係る活動 (3) 自然環境の保全や生活環境の維持に係る活動 (4) 高齢者等の見守りに係る活動 (5) 地域コミュニティの維持増進に係る活動 (6) 都市地域住民等との交流の拡大に係る活動 (7) 移住や定住促進に係る活動 (8) その他地域活力の維持増進に資すると町長が認める活動
募集職種及び 人数	移住・定住推進員 1名 (移住に関する相談業務及び移住・定住の促進及び情報発信などの活動(移住コーディネーターのサポート業務、移住・定住の情報発信に関する業務、その他移住や定住の促進のための業務)) ※正式な任用は、本事業の予算が町議会において議決されることが条件となりますので、予算の状況によっては任用できない場合もあることをあらかじめご承知おきください。
募集対象	(1) 応募時点で満18歳以上の方 (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島などの地域以外)に居住しており、任用後、大樹町に移住し、住民票を異動できる方 (3) 普通自動車運転免許を取得している方 (4) パソコン(エクセル、ワード等)の基本操作ができる方 (5) 活動地区での起業・就労に意欲があり、将来の定住を希望する方 (6) 地域住民と協力しながら、地域の活力増進のために行動できる方 (7) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
勤務地	大樹町内
勤務時間	原則、週4日勤務、8時30分から17時15分まで。
雇用形態・期間	(1) 大樹町の会計年度任用職員として任用します。 (2) 任用期間は、1年以内(年度途中の任用の場合は、その年度の末日まで)とし、最大3年まで再任することができます。 (3) 任用日(活動開始日)は令和8年4月1日を予定しています。 (4) 活動に支障のない範囲内で、起業や定住に資するための対価を得る活動に従事することができます。
給与・賃金等	月額291,700円(社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。)
待遇・福利厚生	(1) 大樹町の会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (2) 任用期間中の住居は、次のとおりとします。 ア 町職員住宅の利用が可能な場合 無償貸与(光熱水費は自己負担) イ 町職員住宅の利用ができない場合 町職員の例に準じて、住宅手当相当額を助成 (3) 必要に応じて活動場所で使用するパソコンを貸与します。 (4) 十勝管内での活動時は、原則として自家用車を使用します。車両の借上料相当額と

	して、月額 12,000 円を助成します。（管外への旅行又は活動に際し必要があると認められるときは、町有車両を使用することができます。） （５）活動に際し、自ら経費を負担している携帯電話や情報通信回線を使用する場合は、通信費相当額として月額 3,000 円を助成します。 （６）自己研鑽や能力向上等に資するため研修費用を助成します。 （７）その他活動に要する経費（消耗品・旅費等）は、予算の範囲内で大樹町が負担します。
応募手続き	（１）募集受付期間 令和 7 年 12 月 12 日（金）（必着） （２）応募方法 市販の履歴書に次の書類を添えて次まで提出して下さい。 添付書類 ・レポート（1000 字程度）、テーマ「地域おこし協力隊として実践したいこと」 ・住民票など、現住所を証明する書類
選考の流れ	（１）第 1 次選考 書類選考のうえ、応募者に文書により通知します。 （２）第 2 次選考 第 1 次選考合格者を対象に、大樹町において面接を行います。詳細については、第 1 次選考通知の際にお知らせします。 ※応募に係る経費（書類申請、面接に要する交通費等）は、応募者の負担となります。 ※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。
応募・問合せ先	〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通 33 番地 大樹町役場企画商工課企画係 TEL 01558-6-2113 FAX 0158-6-2495 E メール kikaku-kakari@town.taiki.hokkaido.jp